

○後志広域連合介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費 受領委任払実施要綱

〔平成21年11月1日〕
要綱第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第44条、第45条、第56条及び第57条に規定する福祉用具購入費及び住宅改修費（以下「福祉用具購入費等」という。）の償還払いによる受給が困難な要介護（支援）被保険者（以下「要介護者等」という。）の一時的負担を軽減するため、福祉用具購入費等の支給に係る受領委任払の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 福祉用具購入費等の受領委任払の利用対象者は、次の各号のすべてに該当する要介護者等とする。

- (1) 介護保険料に未納がなく、給付制限を受けていないこと。
- (2) 事業者が受領委任払の支払に同意していること。
- (3) 福祉用具購入費等に係る資金の調達が困難であること。

(手続)

第3条 福祉用具購入費等の受領委任払の利用対象者は、介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（後志広域連合介護保険条例施行規則別記様式第30号）又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（後志広域連合介護保険条例施行規則別記様式第31号）に介護保険居宅介護（介護予防）福祉用具購入費受領委任同意書又は介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任同意書（別記様式。以下「同意書」という。）を添えて、後志広域連合長（以下「広域連合長」という。）に提出しなければならない。

(支給決定及び支払)

第4条 広域連合長は、前項に規定する申請書及び同意書が提出されたときは、介護保険福祉用具購入費又は介護保険住宅改修費の受領委任払の要件に該当するか否かを審査判定し、支給又は不支給を決定する。

- 2 広域連合長は、福祉用具購入費等の支給を決定したときは、介護保険居宅介護（支援）福祉用具購入費支給決定通知書又は介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給決定通知書により当該利用対象者及び事業者に対し通知するとともに、当該事業者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。

(返還)

第5条 広域連合長は、受領委任払により福祉用具購入費等の支払を受けた事業者が、偽りその他不正の手段により福祉用具購入費等の支払を受けたときは、当該福祉用具購入

費等の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）

福祉用具購入費
介護保険居宅介護（介護予防）
住宅改修費

受領委任同意書

後志広域連合長 様

私が支給を受けるべき（福祉用具購入費・住宅改修費）の受領に関する一切の権限を下記の者に委任します。

年 月 日

住 所
委任者
氏 名 印

後志広域連合長 様

上記被保険者に係る（福祉用具購入費・住宅改修費）の受領に関する一切の権限を受任することに同意します。

なお、受領については下記の金融機関口座を利用します。

年 月 日

所 在 地
受任者 名 称
代表者氏名 印

記

口座振替 依頼欄					本店・支店	種別	口座番号			
					支所・出張所		1. 普通 2. 当座		
	金融機関コード				店舗コード					
	フリガナ									
口座名義人										